

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当社は「超高齢社会をハッピーに！」というミッションのもと、取引先の皆様との共存共栄および持続可能な社会の実現を目指して、以下に取り組んでまいります。

○保険外サービスの拡充（高齢者の生活の質向上、介護事業者との連携強化）

○持続可能な事業運営（環境負荷低減、効率的な運営モデルの推進）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者は、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に沿った望ましい取引慣行を遵守するとともに、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に、積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には、十分に協議に応じます。その際、労務費の上昇など下請事業者に生じる影響を考慮し、適正な利益が確保されるよう努めます。また、契約に際しては、取引対価を含む契約条件を文書等で明示・交付します。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年10月1日

日本介護システム株式会社
企業名

代表取締役社長 大友 俊雄
役職・氏名（代表権を有する者）